

議第183号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部を改正する
条例の制定について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 9 月20日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業山科駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程等の一部を改正する
条例

（京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第 1 条 京都都市計画一乗寺地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第 1 条中「はかる」を「図る」に、「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項」に改める。

第14条中「又は第 3 号」を削る。

（京都都市計画安寧地区土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第 2 条 京都都市計画安寧地区土地区画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 3 条第 3 項」を「第 3 条第 4 項」に改める。

第14条中「又は第 3 号」を削る。

（京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第 3 条 京都都市計画工業地区葛野土地区画整理事業施行規程の一部を次の

ように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第15条中「又は第3号」を削る。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)伏見西部第一地区土地
画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)伏見西部第一地区
土地画整理事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

第14条中「または第3号」を削る。

(京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業山科駅前地
区第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正)

第5条 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)都市計画事業山科
駅前地区第一種市街地再開発事業施行規程の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条の2第3項」を「第2条の2第4項」に改める。

第11条第1項各号列記以外の部分中「に掲げる」を「のいずれかに該当
する」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第11条第1項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項前段及び
第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

成年被後見人及び被保佐人を市街地再開発審査会の委員となることができ
ない者とはしないこととする等の必要があるので提案する。